

# 司法サービスの充実に向けて -市民がより利用しやすい民事法律扶助制度を-

## 法テラスにおける民事法律扶助とは

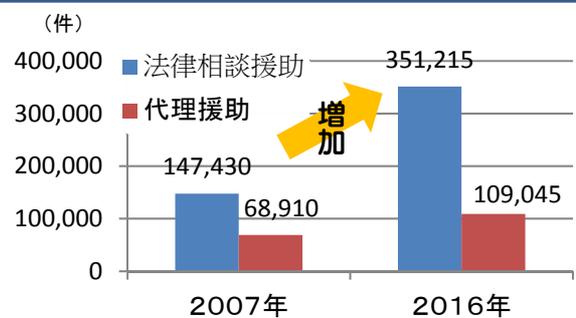
経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（**法律相談援助**）、必要な場合は民事裁判等のための弁護士・司法書士の費用の立替え（**代理援助・書類作成援助**）を行うもの

## 民事法律扶助の現状

### 代理援助・書類作成援助を利用するための要件

- ・資力基準に該当する国民等であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

### 利用件数の増加



※2016年は震災法律相談援助、震災代理援助を含んだ件数

## 課題

### 対象者の範囲の拡大

- ・高齢者・障がい者等の社会的弱者には代理援助・書類作成援助の資力基準を緩やかに

### 対象事件の範囲の拡大

- ・裁判手続に限定せず、生活保護、労災申請等の行政手続、ADR、仲裁手続等への対象の拡大

### 返済のいらぬ給付制の導入を

- ・経済的に余裕のない方のための制度であることから、原則給付制、一部負担制（利用者の資力に応じた負担）に（現在：全額償還が原則で、一部利用者（生活保護受給者等）のみ償還猶予・免除）

### 良質な法的サービス提供のための立替基準額の設定を

- ・事件の種別や特性に応じた適正な代理援助立替基準額とし、セーフティネットとして機能するために扶助制度全体の予算の増額を

市民にとって  
より利用しやすく  
頼りがいのある  
司法とする  
ために